

部会長

みなさん、おはようございます。只今から第708回農地部会を開会いたします。

本日の部会は部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第21条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人でありますけども、道後地区の山本委員さん、それと栗井地区の梶野委員さんのお二人にお願いをいたします。

なお、本日は、お手元に配布いたしております議案書のとおり、第1号から第11号まで11件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それではまず、第1号議案、農地法第4条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成27年9月28日から10月23日までに専決処理した案件は8件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら8件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	4件	1,584㎡
------	----	--------

商工業用地	4件	2,366㎡
-------	----	--------

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、第1号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第2号議案、農地法第5条届出専決処理報告について、議

題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(藤久次長)

それでは、ご報告いたします。

平成 27 年 9 月 28 日から 10 月 23 日までに専決処理した案件は 10 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 10 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	8 件	6,147 m ²
------	-----	----------------------

商工業用地	2 件	1,966 m ²
-------	-----	----------------------

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第 2 号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（渡部
副主幹）

それでは、ご報告いたします。

1 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償給付金を支払うこととしております。

2 番、本件は強化促進法により、平成 18 年 11 月 1 日に設定された賃借権

でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条許可により、転用するものでございます。離作補償はないとしております。

3番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は転用するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第3号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして第4号議案、農地法第3条許可申請について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（渡部
副主幹）

それでは、ご説明いたします。

お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の西川さんは、農地約27アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

2番、譲受人の安井さんは、農地約44アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

3番、4番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の岡山さんは、農地約 15 アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得、および借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後 30 アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

5番、譲受人の安平さんは、農地約 32 アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大をしようとするものでございます。

6番、譲受人の大石さんは、農地約 52 アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大をしようとするものでございます。

7番、8番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の西岡さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。また、東温市におきましても同時に 3 条許可申請がされ、両方の面積を合わせますと 5422 m²となり、東温市ではすでに部会が終了し、松山市の結果待ちとなっております。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

9番、10番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の藤原さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでござ

います。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

11番、譲受人の富岡さんは、農地約91アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大をしようとするものでございます。

12番、13番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の大西さんは、農地約24アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近い本申請地を借り受け、および、交換により取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

14番、15番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の戒能さんは、農地約3アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近い本申請地を借り受け、および、取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

16番、譲受人の三好さんが所有する農地に転用届出を一部無断転用があったため、本人保留でございます。

17番、譲受人の森田さんは、農地約24アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

18番、譲受人の井上さんは、農地約79アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

19番、譲受人の重見さんは、農地約50アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。

20番、譲受人の高市さんは、農地約126アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得、及び、小作地解放により取得し、農業経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それではここからは、地元委員さんから説明をお願いいたします。まず6ページからですが、1番は久米地区でありますので安永委員さんからお願いいたします。

安永委員

それでは、地元の説明をいたします。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の西川さんは、農地約28アールを耕作する農家であります。

今般、本申請地を譲受けて、経営規模の拡大をするものであります。

農業経験も充分あることから地元としては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。なお続いて3番と4番

部会長

はい、すいません、私、間違えまして3番と4番をあわせて説明をお願いいたします。

安永委員

譲受人が同一人ですので、あわせてご説明します。これも先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の岡山さんは、農地約15アールを

耕作する農家であります。今般、農業経営規模を拡大するため、申請するものであります。農業に対する経験及び意欲も充分見受けられることから、地元としては了承した訳でございます。なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございました。大変失礼しました。次は7番8番はいずれも併用案件となっております。それに続いて9番10番、これも併用案件でありまして、いずれも7番8番9番10番久谷地区になっておりますので、まず池田委員さんから申し上げます。

池田委員

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の西岡さんは、久谷地区に居住しており、この度、第4号議案7番と同議案8番の久谷地区及び東温市下林にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

以前より農作業の手伝いをしているとの申し出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、9番10番につきまして、先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の藤原さんは、道後地区に居住しており、この度、第4号議案9番と同議案10番の久谷地区にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

以前より農作業の手伝いをしているとの申し出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

部会長

ありがとうございます。ただいま説明がありました土地9番と10番ですけれど、これが住所地が道後地区になりますので 山本委員さんから申し上げます。

山本委員

27日に本人と会いまして、審査の結果、シェフをしていたお菓子を作っていた本当に真面目な方でおじいさんのお手伝いをしていたという事を、本当に適正があることを聞いて、ここにご報告させていただきます。

部会長

ありがとうございます。申し訳ありませんでした。続いて12番13番

が併用案件です。それと続いて14番15番8ページになるんですけど、この4件いずれも石井地区になりますので、あわせて戒能明久委員からお願いします。

戒能委員

それではご説明させていただきます。

先程事務局から説明がありましたように、譲受人の大西さんは、現在、古川北一丁目にお住まいで、農地約24アールを耕作する農業者であります。

今般、議案記載の農地に使用貸借権を設定し、耕作面積30アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。

農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

合わせて3条許可の14番15番受け人が同一人ですので合わせてご報告申し上げます。

先程事務局から説明がありましたように、譲受人の戒能さんは、現在、今在家二丁目にお住まいで、農地約3アールを耕作する農業者であります。

今般、議案記載の農地を売買および賃借権設定にて権利取得し、耕作面積30アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。

農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

部会長

ありがとうございました。次に17番でございます。久枝地区ですので、渡部潤一郎委員さんからよろしくお願いします。

渡部委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の森田利博さんは、農地約24アールを耕作する農業者であります。

今般、申請地を譲り受け、取得後の耕作面積を30アール以上にし、経営規模を拡大しようとするものであります。

耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしましたが、なお、本部会でのご審議をお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。

只今、第4号議案にきまして事務局ならびに地元委員から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして第5号議案、農地法第4条許可申請について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

1番、本件は、本申請地及び第6号議案4番の5条許可申請地併せて、進入路を確保する案件でございますので、一括してご説明いたします。

申請人は、農地約11aを耕作する農業者でございますが、現居宅に隣接する宅地の売却に伴い、進入路がなくなったことから、申請地を新たな進入路として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は市役所荏原支所から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。

2番、本件申請人は、農地約11.5aを耕作する農業者でございますが、この度、将来の安定的な収入を確保するために、太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。ありがとうございました。

部会長

ありがとうございました。只今、第5号議案につきまして、事務局から説明がありました。本件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして、第6号議案農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(藤久次長)

誠に恐れ入りますが、一ヶ所、議案の訂正をお願いいたします。5番の地区名を新浜から三津に訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

1番、本件受人は、自動車販売修理業を主な業務とする法人でございますが、この度、国道11号線沿にある既存自動車販売店舗の事業拡大のため、隣接する本申請地を取得し、新たに、自動車修理工場を建築したいとしており都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄福音寺駅から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます

2番、本件受人は夫婦で、市内畑寺町に居住しておりますが、この度、現居宅を売却し、新たに、妻の実家に近い本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖母より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築し

ようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

4番、本件は、先程、了承いただいた第5号議案1番の併用案件でございます。

5番、本件受人は、水道工事を主な業務とする法人でございますが、この度、東山町で実施される松山市公営企業局の配水管敷設工事の受注に伴い、施工現場に近い本申請地を借受け、露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本件は、転用期間の終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

6番、本件受人は、現在、高浜1丁目に居住しておりますが、現居宅は車が通行できる道路に面していないことから、今般、新たに本申請地を取得し、自宅まで車が乗り入れできる進入路を確保したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は伊予鉄高浜駅から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。

7番、本件受人は、土木建築業を営む法人の代表取締役ですが、この度、事業の拡大に伴い、本申請地を取得し、型枠、足場、残土等を置く、法人への貸露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。次に地元委員さんからの説明をお願いいたします。5番は新浜地区の熊田委員さんからお願いたします。

熊田委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の株式会社ホーム設備は、水道工事業を営む法人であります。

この度、同法人が松山市公営企業局の工事を請負うことになり、その工事に必要な資材の仮置場が必要となったため、本申請に至ったものであります。

来年6月末までの一時転用であり、隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承しましたが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

部会長

ありがとうございました。

只今、第6号議案について事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして第7号議案、平成27年度第8号農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(片山主査)

では、第7号議案、平成27年度第8号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

本日の案件5件の内、使用貸借権設定が3件、その内訳は、新規が4筆、更新が2筆です。また、その他に12ページにある所有権移転が2件で3筆となっております。利用集積計画総面積は合計8,192㎡でございます。

まず、11ページの番号1の譲り受け人は、約160アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 2 の譲り受け人は、約 113 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 3 の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の 1 つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に 1 月頃正式に転貸される予定です。

12 ページの番号 4 の譲り受け人は、約 551 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 5 の譲り受け人は、約 687 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成 27 年 11 月 30 日の予定となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今、第 7 号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。次に、第 8 号議案農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

（片山主査）

この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定す

る前に、同法律第 19 条 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。

9 月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの 15 筆をご審議いただきました。これに関しましては、平成 27 年 9 月 30 日に市の公告が済み、翌日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。

総面積は合計 15,188 ㎡、15 筆、全て使用貸借権です。

この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後に、県が認可し、平成 28 年 1 月頃の公告という流れになっています。そのため、2 月頃に大堀様、有限会社北條農園様、大西秀雄様に耕作権が設定される予定です。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。ただいま第 8 号議案について事務局から説明がありました。本議案についてご意見等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

異議ないものと認め原案の通り決定といたします。次に、第 9 号議案農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処理報告について、議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(渡 部 副 主
幹)

平成 27 年 9 月 28 日から 10 月 23 日までに専決処理した案件は 12 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 12 件つきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

- 部会長 はい。ありがとうございます。ただいま第9号議案について事務局から説明がありました。本議案についてご意見等ございませんか。
- 一同 異議なし。
- 部会長 それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして、第10号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局
(片山主査) それでは、ご説明いたします。
農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。
この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。
なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。
番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、市外に居住していることもございますので詳細をご説明いたします。
相続人の浅川様は、現在、岡山県岡山市に居住しております。
そのため、相続人に対して耕作の実態及び今後の予定について確認したところ、被相続者の生前より頻繁に松山に帰省して農業を手伝っており、現在も週末に帰省し農業を続けています。
日々の軽微な見回り等については、母親が行っているものの、基幹的な作業については、できる限り相続人である本人が帰省して行うことにしており、数年後に定年退職した後には松山に居住して農業に専念するとの申し出がありました。
なお、桑原地区の野本委員さんにも相続人の申し出の内容や現在の耕作状況等について相違ない旨を確認しており、納税猶予を受ける適格性につ

いても、問題が無い旨の副申書も添付されております。また、事務局でも現在の農地が適正に耕作をされていることを確認しています。

なお、今回のような遠距離からの通作となることについては、松山税務署に問い合わせたところ、税務署としては、居住地が東京などの遠隔地であっても納税猶予を適用している事例があり、問題は無いとの回答でした。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございます。只今、第10号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同 異議なし。

部会長 はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして、第11号議案松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明いたします。

(藤久次長) 本件は、申出者から今後概ね10年以上農地として利用するため農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、松山農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

1番、本件申出地は、本市で推進する有望柑橘品種への改植事業等が進められている農用地区域内農地に隣接し、現在、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間当該地域の主作物である伊予柑、紅マドンナ等柑橘の産地として活用されると見込めることから、農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、意見の決定をお願いいたします。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。只今、第11号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。本日の提出議案11件の審議はすべて終了いたしました。ここで出席の委員さん何かございましたら発言の方をよろしくお願ひします。はい、白石委員。

白石委員

あのね、これは事務処理上の事と言っておきますが、この生産団地の編入ここで総合計くらいは6,281㎡になると思いますが、それくらいは書いておくもの。それと9号議案にしても畑、田と混ざつとるでしょ。畑については生産団地の編入でいい機会だからと言っておきますが、果樹園あたりの今、荒廃農地が多いので非常に心配して行ってみると、荒れ放題にしておるといふ所がありますが、果樹園地の転用の場合は、隣地の同意があるということに今もなつとると思いますが、これはなぜかというとなら果樹園地の転用する場合はそこへ森林を植えられると、畑の優良な樹園地が影になるので隣の同意だけはあるということにしておったはずなんです。そういうことで、このように9号のように、畑田畑田と混ざつとるような場合には畑何㎡、田何㎡くらいの総合計は作って私はいつもやりよるんですけど。やっていただいた方が、みなさんがここで審議の、ここが最終の場ですから。県に送るのにどれくらいの畑とどれくらいの田がどうなっているかわかりやすいんじゃないか。これが一つ。そう思います。

それともっと基本的な事をお尋ねいたしたいのは、この農振地域の整備計画の変更ということで平成21年に農業振興地域で、これは役員の皆さんにお尋ねしたいんですが。問題があるのは集団農地の面積が20haから10haに変わった、ということでそこでいろいろ問題が出てくるのは、都市計画の変更もその前にあって、平成21年に農業振興地域の集団農地が20haから10haに変わった。じゃあ15haは集団農地かどちらか、というような転用の関係のときに、この選び方が地域の方が非常に弱つとる。これが集団農地の中に入るのか入らないのかと。

そこで農業委員会と市長部局の都市計画部局との話合ひは役員さん方と何度かはしたのかということを知りたいので、そのすり合わせが市長部局

の都市計画部局ですから、直接の内部部局ですからしておかないと。まずは農地が基準にある中でそれが宅地化していくんですから。農地の転用、即開発ということで連動しておりますから。重要な案件で、農家の皆さんにすぐ響くということですから。何度かしたのかお尋ねをしておきたい。それだけの事です。以上です。

部会長

これは、事務局から。

事務局

(藤久次長)

白石委員さんの質問の案件に対して、明確な答えになるかどうか自信はないんですが。

まずは20ページの11号議案、合計面積の話。それは確かにこれだけ筆が多かったら書くのが親切だろうという風に感じます。まあ1筆2筆なら構わないと思いますけど。確かにそれは言われるとおりでと思います。

それとですね、集団農地、優良農地の考え方ですが、これは白石委員も先ほど言われたとおり、21年の農地法の改正によって、それまで20haの一団の農地が10haの一団の農地というふうに、法律自体が変わりました。ですから農地法でそう定められている以上は、他の法律等関係なしにそういう集団の農地があれば、優良農地にせざるをえないという状況ですのでご理解いただいたらと思います。

それと議案の田とか畑とかの記載のことなんですが、基本的に農地法の判断は現況地目で判断しますので、基本的には現況農地を記載されております。それとここらの地目の入れ方なんですけれども、登記簿地目と現況地目を入れるということなんですけれども、割とそういうのはこういう電算といいますか農地台帳の電算システムの標準パッケージからいうとちょっと特殊な案件となりまして、そういう一つの事をするだけでも非常に多額の費用がかかります。ですから全国だいたい統一された案件で松山市も現在こういう形式でやっておる訳でございまして、また今現在、松山市の更新作業も進めていて、来年の4月から新しい機械が搬入されるということなんですけれども、それでもすべて全国ほとんど統一された標準パッケージでの改修ということにしておりますのでご理解いただけたらと思います。以上でございまして。

部会長

ありがとうございます。

はい、白石委員

白石委員

実はここにちゃんとした原本がありましてね、松山市の都市計画法の開発許可申請の手引き。これがですね、平成19年の11月30日以前。これははっきりあるんです。市長も6月にはっきり全部長、市長の目の前で言いました。私が辞めて以来作ってなかったんです。その中にうたわれとるのはどういうことかと。そこだけ読みます。これはすべての法律なんです。農振法もでとんです。優良田園住宅の建設の促進に関する法律、道路法、森林法、国有財産法、河川法、自然公園法、砂防法、農振法、文化財保護法、大規模小売店舗立地法、愛媛県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、その他開発に係る他の法律の規制がある場合は本法の許可申請とは別途に許認可等の申請をおこなうことを必要とする。すべての法律が関連しとんぞということが、はっきりとうたわれとるんです。ほやから、打ち合わせをしていつもしよらなかつたらいけないということになつとんです。それをあの部局この部局と外しとるから、ちぐはぐになって、農振法は21年に集団農地が20ヘクから10ヘクに変わった時にやられてないということに私は気がついた。そういうことなんです。そやから一度役員の皆様方には市長部局の開発部局とお話しをしてほしい。これは12年、15年、17年、19年と作つとるんです。そういうことです。以上です。

部会長

他にございませんか？

一同

なし。

部会長

事務局から連絡事項等ございませんか。

事務局（松木局長）

はい。次回の農地部会でございますが、12月10日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

部会長

ありがとうございました。

それでは以上で、第708回農地部会を閉会いたします。おつかれさまでした。

午前 11 時 30 分閉会

